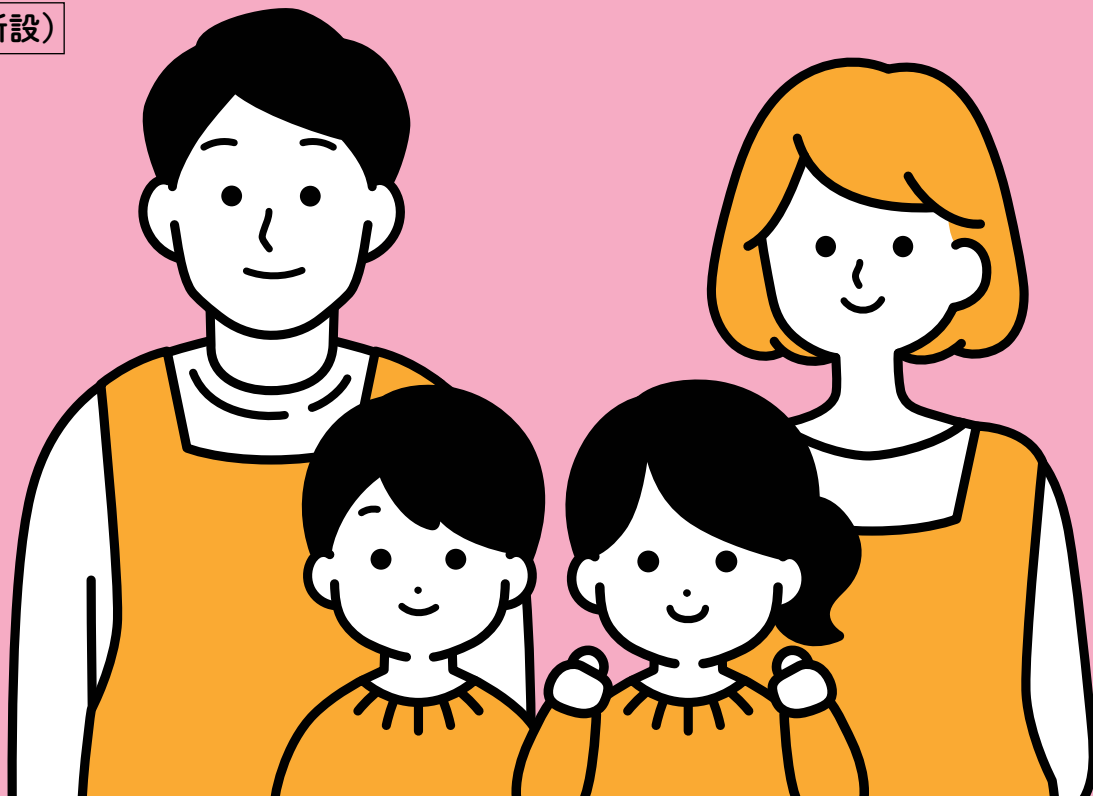


令和8年度(新設)



保育士の資格をお持ちの方
復職を応援します!!

秋田県 潜在保育士就職準備金 貸付制度

就職に必要な費用を無利子で貸付し、秋田県内の保育所等への就職を支援します。
貸付金は、秋田県内の保育所等で2年間継続して保育士業務に従事すると、
全額が返還免除となります。

最大

20万円貸付

令和8年度

募集人数30名

全額返還免除

秋田県内に2年間保育士として従事

秋田県福祉人材センター / 秋田県保育士・保育所支援センター

詳細は裏面へ

次の要件を
すべて満たす
方が対象です

- ①保育所・幼保連携型認定こども園等を離職した方
または勤務経験がない方
- ②秋田県内の保育所等に新たに勤務(週20時間以上)する方
※保育所等:保育所(認可外を含む)、認定こども園、企業主導型保育事業(知事への届出)、
事業所内保育事業(知事への届出)など
- ③養成施設在学期間に保育士修学資金の就職準備金を
借りたことのない方
- ④他の都道府県の同様の貸付金を借り受けていない方
*申請にあたり、要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。

返還免除要件

秋田県内の保育所等で2年間継続して 保育業務に従事すること

留意事項

- ・貸付金の用途／ 転居費用、保育所等で使用する被服費、
復帰のための研修費用、通勤用自転車購入費、
こどもの預け先を探すための活動費用 など
- ・申請期間／ 就職(内定)した日から就職した日の翌々月末まで
- ・提出書類／ ①潜在保育士就職準備金貸付申請書(第1号様式)
②申請者・連帯保証人の住民票 ③保育士証(写)
④保育所・幼保連携型認定こども園等を離職した
場合は退職した年月日がわかる書類
⑤雇用(内定)を確認できる書類(雇用条件通知書等)
⑥連帯保証人の経済状況が確認できる書類
⑦返信用封筒

申請から貸付
までの流れ

- ①就職が決まったら申請書等を準備し、
就職後3カ月以内に申請書等を提出します。
- ②審査の結果通知と借用証書等を送付しますので、借用証書に署名捺印、
必要な額の印紙を貼付し、借用証書等を提出してください。
- ③貸付金を指定口座に一括送金します。

※様式は人材センターWebサイトからダウンロードできます。

詳しくは、人材センターWebサイトの「貸付・返還の手引き」、「保育士修学資金等貸付制度実施要綱・運営要領」をご覧ください。

お問い合わせ

秋田県福祉人材センター/秋田県保育士・保育所支援センター

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 福祉人材支援部 人材確保担当(保育士関係資金) 〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-864-3500

詳しくはこちらを
ご覧ください

